

障がい程度の証明書交付に関する事務取扱いについて

1 趣旨

この規程は、障がいのある者が公職選挙法第49条第2項の規定により、郵便等投票証明書の交付申請を行う際に、添付する書面として必要な障がい程度の証明書の交付事務について、必要な事項を定めるものとする。

2 対象者および障がい程度

身体障害者手帳の交付を受けている者、または身体障害者手帳診断書等で確認出来る者で、次に掲げる障がい程度に該当する者とする。ただし、当該障がい程度が身体障害者手帳で確認できる者は除く。

- | | |
|-------------------------------|--------|
| (1) 両下肢，体幹の障がいまたは移動機能障がい | 1・2級 |
| (2) 心臓，じん臓，呼吸器，ぼうこう，直腸，小腸の障がい | 1・3級 |
| (3) 免疫の障がい | 1・2・3級 |

3 交付願の提出

証明書の交付は、証明の交付を受けようとする者から、別記第1号様式の証明書交付願を提出してもらわなければならない。

4 証明書の交付

前項の交付願が提出された場合は、調査・審査し、別記第2号様式の証明書を交付願提出者に交付するものとする。

5 交付台帳

証明書の交付状況を明らかにしておくため、別記第3号様式の交付台帳を備えておくものとする。

6 書類等の保存

証明書の交付事務に係る書類等は、7年間保存しなければならない。

7 適用日

この事務取扱いは、平成19年3月1日から適用する。